



国保の届け出は 14日以内に行いましょう

国民健康保険（国保）への加入・脱退の届け出が遅れますと、保険税をさかのぼって納める、職場の保険料と二重に納める、いったん医療費を全額負担しなければならないなど、トラブルの原因となります。こうしたことが起きないよう、どんなときに国保へ届け出をしなければならないかを理解しておくことが大切です。国保の届け出は14日以内に忘れずにいきましょう。

	こんなとき	手続きに必要なもの
なるとき 国保の被保険者に	他の市町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	印鑑・退職（職場の健康保険の資格を喪失）したことがわかる証明書など
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でなくなったことがわかる証明書など
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳・被保険者証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書・パスポート
でなくなる とき 国保の被保険者	他の市区町村へ転出するとき	印鑑・被保険者証
	職場の健康保険の被保険者になったとき	印鑑・国保と職場の健康保険の被保険者証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保護開始決定通知書・被保険者証
	死亡したとき	印鑑・死亡を証明するもの・被保険者証
外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証	
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・被保険者証
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	印鑑・被保険者証・在学証明書
	被保険者証をなくしてしまったとき	印鑑・身分を証明するもの（免許証など）

70歳～
74歳の方へ



医療機関での窓口負担の軽減が継続されます

70～74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、以下のとおりになりましたので、その内容をお知らせします。

窓口負担が1割の方は、4月から2割負担に引き上げられる予定が、引き続き医療機関での窓口負担が1割に据え置かれます。

なお、現在窓口負担が1割の方には、3月中に4月以降ご使用いただく高齢受給者証を送付します（負担割合が3割の一定以上の所得の方は除きます）。